

別添2

酪農経営安定化支援ヘルパー事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成26年度畜産業振興事業に係る公募要領（平成26年1月17日付け25農畜機第4253号）により応募した者から選定されたもの（以下「公募団体」という。）とする。

第2 事業の内容

公募団体のうち、全国を区域として事業を実施する団体（以下「公募団体A」という。）は3の（8）に掲げる事業を行うものとし、公募団体のうち、都道府県を区域として事業を実施する団体（以下「公募団体B」という。）は3の（8）を除く事業を自ら実施し、又は酪農ヘルパー利用組合（酪農ヘルパー事業を実施する農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは都道府県知事が適當と認めるその他の法人又は農業者の組織する法人格を有しない団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）をいう。以下「利用組合」という。本項において、複数の利用組合で構成する組織等を含む。）が3の（7）及び（8）を除く事業を実施するのに要する経費を補助するものとする。

1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援

（1）公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組

- ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進
- イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進
- ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付
- エ 3の（8）のウの初任者研修その他これに準ずる研修を修了した者及び修了することが確実な者を雇用して行う実践研修（以下「酪農ヘルパー実践研修」という。）手当の交付
- オ 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等
- カ 他団体等が開催する研修会への参加促進
- キ 酪農ヘルパー実践研修実施者の住宅・通勤手当の交付

（2）酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動

- (3) 専任ヘルパー（利用組合が雇用する酪農ヘルパーであって、就業規則に規定する労働日に通年就労する常用的雇用状況にある酪農ヘルパーをいう。以下同じ。）以外の酪農ヘルパー（以下「臨時ヘルパー」という。）の出役に要する経費の補助
- (4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助
- (5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等
- (6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等

2 傷病時の利用の円滑化

酪農従事者が、病気、事故、出産、忌引き、父母等の病気見舞いに伴う里帰り、育児サポート、研修等への参加その他理事長が適当と認める理由に該当する場合（以下「傷病時」という。）に酪農ヘルパーを一定期間継続的に利用したときに、利用料金の一部を補填する制度（以下「互助制度」という。）に参加する酪農家（以下「加入農家」という。）の利用料金の負担軽減

3 酪農ヘルパー利用組合の強化等

- (1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等
- (2) 利用組合の運営改善
 - ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成
 - イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化
 - ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を図るための外部委託等の実施
- (3) 広域利用調整等の促進
 - ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催
 - イ 広域利用等による出役調整
- (4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進
- (5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備
- (6) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組（理事長が適当と認めるものに限る。）

- (7) 酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導
- (8) 酪農ヘルパー推進事業
 - ア 利用組合の組織運営体制や加入農家の利用実態等の調査、酪農ヘルパーに関するデータベースシステムの整備、研修会の開催及び情報提供
 - イ 優良事例調査及び優良事例普及・啓発のための発表会の開催
 - ウ 酪農ヘルパーに必要な知識及び技術を修得させるための初任者研修（研修内容は、利用組合に酪農ヘルパーとして就業後おおむね1年以内の者を対象としたものとする。）の実施
 - エ 酪農ヘルパー事業推進のための会議の開催、公募団体B及び利用組合に対する助言、指導等

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体Bは、第2の事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、都道府県知事に協議の上、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

利用組合は、事業の実施に当たっては、毎年度、あらかじめ事業実施計画を作成し、公募団体Bに提出するものとする。

公募団体Aは、事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第1号の別紙2の事業実施計画を作成し、理事長に提出するものとする。

公募団体Bは、事業の実施に当たっては、毎年度、利用組合の事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第1号の別紙1を内容とする自らの事業実施計画とともに、都道府県知事に協議の上、理事長に提出するものとする

3 事業の実施要件等

(1) 利用組合

ア 利用組合は、次に掲げる事項を内容とする利用組合規約を作成しなければならない。

(ア) 利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者、利用組合員の資格等に関するこ

(イ) 利用組合の事業及びその運営に関するこ

(ウ) 利用組合の経理に関するこ

- (エ) 酪農ヘルパーの資格、給与等に関すること
- (オ) 酪農ヘルパーの業務内容及び就業条件に関すること
- (カ) 酪農ヘルパー利用料金に関すること
- (キ) 酪農ヘルパー作業中に起きた損害に関する利用組合等及び酪農ヘルパーの責務に関すること
- (ケ) その他酪農ヘルパー業務を委託する場合の委託内容等利用組合の事業の実施に必要な事項に関すること

イ 利用組合は、アの利用組合規約の作成に当たっては、公募団体Bの承認を得るものとする。

　公募団体Bは、この承認に当たっては、都道府県知事と協議するものとする。

(2) 酪農ヘルパー人材育成支援

ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修

(ア) 酪農後継者

第2の1の(1)のアの酪農後継者は、研修終了後、酪農業（酪農ヘルパーを含む。）に1年以上従事することが見込まれる者であり、かつ、次の全ての要件に適合する者とする。

a 酪農業を営む個人（一戸法人を含む。）の子弟又はそれに準ずるものとして第2の1の(5)の協議会又は公募団体B（以下「協議会等」という。）が適当と認める者

b 利用組合に臨時ヘルパーとして登録されていること

c 技術研修開始時点の年齢が原則として45歳未満であること

イ 技術研修は、協議会等が指定する利用組合の活動区域内（広域的な酪農ヘルパーの確保及び養成のため、近隣の複数の利用組合が協力して実施する場合にあっては、それらの活動区域内をいう。以下同じ。）の複数の酪農家において技術向上等の研修を行うものとする。

なお、研修先の酪農家は、酪農後継者の親族及び姻族（三親等以内）又は勤務先でないこと。

イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修

(ア) 酪農ヘルパー

第2の1の(1)のイの酪農ヘルパーは、酪農業への新規就農を希望する専任ヘルパーであって、協議会等が適当と認める者とす

る。

(イ) 派遣研修は、協議会等が指定する利用組合の活動区域内における離農予定酪農家において研修を行うものとし、派遣研修終了後、就農意向等について協議会等へ報告するものとする。

なお、研修先の酪農家は、酪農ヘルパーの親族及び姻族（三親等以内）でないこと。

ウ 雇用前研修手当の交付対象となる研修

(ア) 研修対象者

利用組合に新たに専任ヘルパーとして就業することが見込まれる者とする。ただし、臨時ヘルパーとしての従事経験が1年以上（出役日数25日をもって1か月とみなす。）の者を除く。

(イ) 雇用前研修は、利用組合の活動区域内での酪農ヘルパーとしての業務を通じた研修を中心に、必要に応じて活動区域内の酪農家での滞在研修及び指導機関等への派遣研修を組み合わせて行うものとする。

エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付対象となる研修

(ア) 研修対象者

雇用後1年以内（酪農ヘルパー要員としての従事経験がある者の場合には、以前の従事期間と通算して1年以内とする。なお、従事経験が臨時ヘルパーとしての場合には、出役日数25日をもって1か月とみなす。）の専任ヘルパーとする。

(イ) 酪農ヘルパー実践研修を実施する利用組合は、就業規則を整備し、労災保険及び雇用保険に加入するものとする。また、その他酪農ヘルパーの生活安定に必要な保険制度（健康保険、年金等）等への加入に努めるものとする。

(ウ) 酪農ヘルパー実践研修は、利用組合の活動区域内での酪農ヘルパーとしての業務を通じた研修を中心に、必要に応じて活動区域内の酪農家での滞在研修及び指導機関等への派遣研修を組み合わせて行うものとする。

オ 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会

第2の1の(1)のオの資質向上のための研修会に参加し、その課程を修了した者を「酪農ヘルパー技術員」として認定するものとする。

カ 住宅・通勤手当

住宅・通勤手当の補助期間は、酪農ヘルパー実践研修手当の交付対象となる研修の実施期間内とする。

(3) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催

第2の1の(5)の協議会は、公募団体B、利用組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会等から構成するものとする。

(4) 傷病時の利用の円滑化

ア 互助制度に関する規約等

互助制度を実施する利用組合又は公募団体Bは、利用料金の負担軽減期間、負担軽減額、積立金の額等を定めた互助制度に関する規約を作成し、酪農家と互助制度に係る契約（以下「互助契約」という。）を締結するものとする。

イ 補助対象

(ア) 第2の2における補助対象経費は、加入農家が、互助契約に定める就業者の傷病時に、酪農ヘルパーを5日以上継続利用した場合（5日以上利用した場合であって、継続利用していないことが加入農家に起因しない理由によると特に認めた場合を含む。）の負担軽減額とする。

なお、継続利用の開始日又は終了日が、事業の実施期間内ではない場合にあっても、事業の実施期間内の利用日については補助対象とする。

(イ) 忌引きの対象親族は、就業者本人に係る「同居する家族又は三親等以内の親族」とする。忌引きの場合は、(ア)の規定にかかわらず5日未満の利用についても補助の対象とし、その場合には、対象親族の死亡日から起算して7日以内に利用した日数に限るものとする。ただし、葬儀等が対象親族の死亡日から起算して8日以降となった場合は、葬儀等の実施日について補助対象とし、利用日数の合計は毎年度7日以内とする。

(ウ) 父母等の病気見舞いに伴う里帰りにおける父母等の対象親族は、就業者本人に係る「祖父母、父母、そのいずれかと同居している二親等以内の親族」とし、病気にはけがや事故も含むものとする。

(エ) 育児サポートにおける対象児は、就業者本人に係る「同居する又は二親等以内である6歳に達する日以後の最初の3月31日ま

での間にある乳幼児（以下「同居等の小学校就学前の乳幼児」という。）とする。育児サポートは、同居等の小学校就学前の乳幼児が、病気、けが、事故その他養育に必要な事項に該当する場合とし、（ア）の規定にかかるらず5日未満の利用についても補助の対象とする。ただし、利用日数の合計は1互助契約当たり毎年度7日以内とする。

（オ）対象となる研修等は、就業者の飼養管理技術の向上や経営の高度化等に資するために参加するものとし、（ア）の規定にかかるらず5日未満の利用についても補助の対象とする。ただし、利用日数の合計は1互助契約当たり毎年度7日以内とする。

（5）広域利用等による出役調整

第2の3の（3）のイの出役は、利用組合の活動区域（他の利用組合と統合等を実施した利用組合は旧の活動区域）外の酪農家への出役、出役の総距離が30kmを超える出役その他これに準ずる出役とする。

（6）傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進

ア 傷害補償保険の被保険者等

第2の3の（4）の傷害補償保険の被保険者は、臨時ヘルパーとして利用組合に登録されている者で、利用組合から公募団体Bに傷害保険の加入申込みがあった者とする。また、傷害補償保険の補助対象経費は、加入する保険の保険料とする。

イ 損害賠償保険

第2の3の（4）の損害賠償保険の補助対象経費は、加入する保険（普通保険約款、請負業者特別約款、保管物特別約款及び生産物賠償責任約款）の保険料とする。

（7）その他

公募団体B及び利用組合は、初任者研修の課程を修了したと認定された者及び3の（2）のオの酪農ヘルパー技術員が、酪農ヘルパー事業の実施において十分活用されるよう配慮するものとする。

4 事業の委託

- （1）公募団体Aは、事業の一部を公募団体B、利用組合及び理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。
- （2）公募団体Bは、事業の一部を利用組合及び理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成28年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 公募団体は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関及び関係団体との連携、生産者に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、公募団体B、生産者等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率又は額により、公募団体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金交付申請書を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、あらかじめ都道府県知事に協議するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減（第2の2の事業を除く。）

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めら

れる場合には、補助金の概算払をすることができるものとする。

- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 進捗状況報告

第2の2の事業を実施する公募団体Bは、四半期ごとに別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）傷病時利用進捗状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の20日までに理事長に提出するものとする。

5 事業の実績報告

(1) 第2の3の(8)を除く事業

利用組合は、毎年度、公募団体Bに対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。

公募団体Bは、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実績報告書を作成し、都道府県知事及び理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

(2) 第2の3の(8)の事業

公募団体Aは、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号の実績報告書を理事長に提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得

た金額をいう。以下同じ。) があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第6の5に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の5の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら若しくはそれぞれの利用組合の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し適正に経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、公募団体に対し、調査又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援	(1) 公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組 ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進に要する経費 イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進に要する経費 ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付に要する経費 エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付に要する経費 オ 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等に要する経費 カ 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進に要する経費 キ 酪農ヘルパー実践研修実施者の住宅・通勤	酪農ヘルパー利用料金相当額の2分の1以内。ただし、1人当たり6,500円/日を上限とし、期間は20日以上120日以内とする。 酪農ヘルパー利用料金相当額の2分の1以内。ただし、1人当たり6,500円/日を上限とし、期間は120日以内とする。 2分の1以内。ただし、1人当たり25,000円/1か月を上限とし、期間は3か月以内とする。 2分の1以内。ただし、1人当たり37,500円/1か月を上限とし、期間は12か月以内とする。 2分の1以内 2分の1以内。ただし、参加促進費は酪農ヘルパー利用料金相当額とし、1人当たり6,500円/日を上限とする。 定額。ただし、1人当たり33,000円/1か月を上限と

	<p>手当の交付に要する経費</p> <p>(2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動に要する経費</p> <p>(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助に要する経費</p> <p>(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助に要する経費</p> <p>(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等に要する経費</p> <p>(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等に要する経費</p>	<p>し、期間は12か月以内とする。</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額。ただし、1出役当たり1,000円とし、1人当たり10回/1か月を上限とする。</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p>
2 傷病時の利用の円滑化	互助制度に基づく加入農家への酪農ヘルパー料金の負担軽減に要する経費	負担軽減額の2分の1以内。ただし、複数の利用組合が、互助制度を統合した場合、互助制度を統合した年度の1年間に限り3分の2以内とする（複数回にわたって統合が行われた場合には、統合に新たに参加する利用組合に係る負担軽減額に限る。）。
3 酪農ヘルパー利用組合の強化等	(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等に要する経費	2分の1以内

	<p>(2) 利用組合の運営改善</p> <p>ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成に要する経費</p> <p>イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化に要する経費</p> <p>ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を推進するための外部委託等の推進に要する経費</p> <p>(3) 広域利用調整等の促進</p> <p>ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催に要する経費</p> <p>イ 広域利用等による出役調整に要する経費 (理事長が別に定める方法により算定するものとする。)</p> <p>(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進に要する経費</p> <p>(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備に要する経費</p> <p>(6) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組に要する経費</p>	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内
--	---	--

	(7) 酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導に要する経費	定額
	(8) 酪農ヘルパー推進事業 ア 利用組合の組織運営体制や加入農家の利用実態等の調査、酪農ヘルパーに関するデータベースシステムの整備、研修会の開催及び情報提供に要する経費	定額
	イ 優良事例調査及び優良事例普及・啓発のための発表会の開催に要する経費	定額
	ウ 初任者研修の実施に要する経費	定額
	エ 酪農ヘルパー事業推進のための会議の開催及び公募団体B及び利用組合に対する助言、指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

（注）申請書の記の記載は、各事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。
様式1－1 公募団体Bが実施する事業
様式1－2 公募団体Aが実施する事業

様式1－1（公募団体Bが実施する事業）

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙1「酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業費	負 担 区 分		備考
		機構補助金	その他	
1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援 （1）公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組 （2）酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動 （3）臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助 （4）酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助 （5）酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等 （6）コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等				
2 傷病時の利用の円滑化				
3 酪農ヘルパー利用組合の強化等 （1）酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等 （2）利用組合の運営改善 （3）広域利用調整等の促進				

(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進				
(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備				
(6) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組				
(7) 酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導				
計				

(注) 事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 事業着手年月日 | 平成 年 月 日 |
| (2) 事業完了予定年月日 | 平成 年 月 日 |

5 添付書類

- (1) 事業実施計画書を都道府県知事と協議した旨を証する書類の写
- (2) 定款
- (3) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

様式1－2（公募団体Aが実施する事業）

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙2「酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業の 内容	事業 費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
酪農ヘルパー推進事業					
1 利用実態等調査等の実施 2 優良事例発表会等の開催 3 初任者研修の実施 4 酪農ヘルパー事業推進のための会議の開催、指導等					
計					

（注）1 区分欄は、実施要綱別添2の第1に規定された事業の種類ごとに記載すること。

2 区分ごとに実施する事業の内容を具体的に記載するとともに、それぞれの事業費及びその算出根拠等を記載すること。

3 事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

（1）事業着手年月日 平成 年 月 日

（2）事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

（1）定款

（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別紙1（公募団体Bが実施する事業）

平成 年度酪農経営支援総合対策事業
(酪農経営安定化支援ヘルパー事業) 実施計画書

第1 事業計画

1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援

(1) 公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組

ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進

(単位：円)

利用組合名	実施人数	実施延日数 ①	利用料金相当額(日) ②	事業費 ①×②	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
合 計							

イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進(単位：円)

利用組合名	実施人数	実施延日数 ①	利用料金相当額(日) ②	事業費 ①×②	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
合 計							

ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付(単位：円)

利用組合名	実施人数	実施延月数 ①	単価 (月) ②	事業費 ①×②	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
合 計							

エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付

(単位：円)

利用組合名	実施人数	実施延月数 ①	単価 (月) ②	事業費 ①×②	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
合 計							

オ 酪農ヘルパー資質向上を図るための研修会の開催等

(単位：円)

時期	場所	内容	事業費	負担区分		積算基礎
				機構補助金	その他	
合 計						

カ 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進

(ア) 他団体等が開催する研修会への参加

(単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(イ) 他団体等が開催する研修会への参加促進

(単位：円)

利用組合名	実施人数	実施延日数 ①	利用料金相当額(日) ②	事業費 ①×②	負担区分		積算基礎
					機構補助金	その他	
合 計							

キ 酪農ヘルパー実践研修者の住宅・通勤手当の交付

(単位：円)

利用組合名	事業費	区分		負担区分		備考
		住宅手当	通勤手当	機構補助金	その他	
合 計						

添付書類

住宅・通勤手当に関する利用組合の証明書等の写

(2) 酪農ヘルパーの確保のための募集活動

(単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助

(単位：円)

利用組合名	臨時ヘルパー一人数 ①	実施回数 ② (うち、1か月当たり 実施回数)	事業費 ①×②×1,000円	備考	
				備考	備考
		()			
合 計		()			

(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格等の取得に要する経費の補助

(単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等

ア 新規就農を促進するための協議会の開催

(単位：円)

開催時期	場所	構成員	内容	事業費	負担区分		積算基礎
					機構補助金	その他	
合 計							

イ 新規就農を促進するための調査等

(単位：円)

時期	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等

(単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合計					

2 傷病時の利用の円滑化

互助制度の実施

(1) 互助制度概要

(単位：戸、人、円)

互助組織名／利用組合名	利用組合加入戸数 ①	互助制度			今年度積立金予定額	備考
		参加戸数 ②	参加率 ②/①	対象就業者数		
互助組織名： 上記互助制度に参加している利用組合名 ・ ・ ・			%			
統合互助組織名： 上記互助制度に参加している利用組合名 ・ ・ ・						
合計						

(注1) 互助組織名、利用組合名の欄は互助組織が1利用組合の場合は利用組合名を、複数利用組合を基盤としている場合は互助組織名と互助制度に参加している利用組合名を併せて記すこと。

(注2) 利用組合加入戸数、参加戸数、参加率及び対象就業者数は事業実施年度の4月1日時点とすること。また、互助組織総数のみ記し、内訳を記す必要は無い。

(注3) 互助組織の統合があった場合は、統合した年度等が確認できる定款等の資料を添付すること。

(2) 互助制度の実施

(単位：人、円)

互助組織名／利用組合名	利用者数	利用料金	事業費 (負担軽減額)	負担区分		積算基礎
				機構補助金	その他	
合計						

3 酪農ヘルパー利用組合の強化等

(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等

(単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(2) 利用組合の運営改善

ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成

(単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化

(単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を推進するための外部委託等の推進 (単位：円)

利用組合名	委託先	内容	事業費	負担区分		積算基礎
				機構補助金	その他	
合 計						

(3) 広域利用調整等の促進

ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催 (単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

イ 広域利用等による出役調整

(単位：円)

利用組合名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(注) 出役調整に要する経費は、燃料費、交通費、宿泊料及び車両借上料とする。

(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進

ア 酪農ヘルパーの傷害補償保険への加入 (単位：人、円)

保険の内容	利用組合名	被保険者数	事業費	負担区分		備考
				機構補助金	その他	
合 計						

イ 損害賠償保険への加入

(単位：人、円)

利用組合名	保険料① (年額)	ヘルパー要員数		機構 補助金④	備考
		専任②	臨時③		
合 計					

(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備 (単位：円)

利用 組合名	項目	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
				機構 補助金	その他	
合 計						

(6) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組 (単位：円)

利用 組合名	項目	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
				機構 補助金	その他	
合 計						

(7) 酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導 (単位：円)

項目	内容	事業費	積算 基礎
合 計			

(注) 事業の一部を委託する場合は、欄外に委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

第2 平成 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書取りまとめ表

(単位：円)

団体名	事業費計	1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援						2 傷病時の利用の円滑化						3 酪農ヘルパー利用組合の強化等						(7) 酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導の取組
		(1) 酪農ヘルパーを育成するための取組	(2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動	(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助	(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助	(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等	(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等	(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等	(2) 利用組合の運営改善	(3) 広域利用調整等の促進	(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進	(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備	(6) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組							
公募団体B																				
○組合																		—		
△組合																		—		
計																				

(注) 1 事業費欄は、実施要綱第2の項目ごとに取りまとめて記載すること。

2 酪農ヘルパー実践研修の対象者が終了した（する）初任者研修の研修機関、時期、内容等について記載した書面を添付すること。

添付書類: 1 別紙様式第1号の別紙1の別紙の利用組合における事業実施計画
2 互助制度に関する規約

別紙様式第1号の別紙1の別紙（利用組合が実施する事業）

平成 年度酪農経営支援総合対策事業
(酪農経営安定化支援ヘルパー事業) の実施計画

利用組合名

代表者名

1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援

(1) 公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組

ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進

(単位：円)

対象者名	実施延日数 ①	利用料金相当額(日) ②	事業費 ①×②	機構補助金	備考
合 計					

イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進(単位：円)

対象者名	実施延日数 ①	利用料金相当額(日) ②	事業費 ①×②	機構補助金	備考
合 計					

ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付(単位：円)

交付対象者名	実施延月数 ①	単価(月) ②	事業費 ①×②	機構補助金	備考
合 計					

エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付

(ア) 初任者研修

研修主催者	時期	開催場所	研修参加人数	備考

(イ) 酪農ヘルパー実践研修

a 研修計画

(単位：円ほか)

	実施 人数	実施 延月数①	単価 (月) ②	事業費 ①×②	機構 補助金
前年度からの継続					
今年度からの新規					
合 計					

実施番号 (修了認定 番号等)	継続 新規 の別	氏名	性別 年齢	雇用 年月日	実施 期間	今年度			
						実施 期間	月 数	事業費	機構 補助金
						合計			

(年齢は4月1日時点を記入すること。)

b 研修内容等

期間	研修方法	具体的な研修内容等

添付書類

組合規約（既に承認済みの場合は、提出不要）

実践研修実施者の労災保険、雇用保険の写

(注) 実績報告の際には、初任者研修の修了証書を添付すること。

オ 酪農ヘルパー資質向上を図るための研修会の開催等 (単位：円)

時期	場所	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

カ 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進

(ア) 他団体等が開催する研修会への参加 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(イ) 他団体等が開催する研修会への参加促進 (単位：円)

対象者名	実施 延日数 ①	利用料金 相当額 (日)②	事業費 ①×②	機構 補助金	積算 基礎
合 計					

キ 酪農ヘルパー実践研修者の住宅・通勤手当の交付 (単位：円)

交付対象者名	事業費	区分		機構 補助金	積算 基礎
		住宅手当	通勤手当		
合計					

添付書類

住宅・通勤手当について定めのある給与支払規程等の写

(2) 酪農ヘルパーの確保のための募集活動 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助 (単位：円)

臨時ヘルパー人数 ①	実施回数 ② (うち、1か月当たり 実施回数)	事業費 ①×②×1,000円	備考
	()		

(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助

(単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等

新規就農を促進するための調査等 (単位：円)

時期	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

2 傷病時の利用の円滑化

互助制度の実施

(1) 互助制度の概要

参加互助組織名	
負担軽減期間	
負担軽減額（又は率）	
積立金の拠出方法	

(2) 積立金及び互助制度参加状況

(単位：戸、円)

利用組合 加入戸数①	互助制度			今年度 積立金 予定額	備考
	参加戸数②	参加率②／①	対象就業者数		
		%			

(注) 利用組合加入戸数、互助制度参加戸数及び就業者数は、事業実施年度の4月1日時点とすること。

(3) 互助制度の実施

(単位：人、円)

互助組織名／ 利用組合名	利用者数	利用料金	事業費 (負担軽減額)	機構 補助金	積算基礎

(注) 公募団体Bが互助制度を実施している場合は記載しないこと。

添付書類：互助制度に関する規約

3 酪農ヘルパー利用組合の強化等

(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等

(単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(2) 利用組合の運営改善

ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成

(単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化

(単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を推進するための外部委託等の推進

(単位：円)

委託先	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎
合 計				

(3) 広域利用調整等の促進

ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するため
の検討会の開催

(単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

イ 広域利用等による出役調整

(単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(注) 出役調整に要する経費は、燃料費、交通費、宿泊料及び車両借上料と
する。

(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進

ア 酪農ヘルパーの傷害補償保険への加入

(単位：人、円)

保険の内容	被保険者数	事業費	機構 補助金	備考
合 計				

イ 損害賠償保険への加入

加入する損害賠償保険の概要

(単位：人、円)

加入保険の種類	補填限度額	保険期間	保険料	酪農ヘルパー数 (人)	備考
1 普通保険約款	1 身体賠償 (1名・1事故)			1 専任ヘルパー 人	
2 請負業者特別約款	2 財物賠償 (1事故)			2 臨時ヘルパー 人	
3 保管物特別約款	3 免責金額 (1事故)			3 計 人	
4 生産物賠償責任約款 (酪農家内)					
合計					

(注) 加入する保険に○印を付す。

(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備

(単位：円)

項目	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎
合 計				

(6) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組

(単位：円)

項目	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎
合 計				

別紙様式第1号の別紙2（公募団体Aが実施する事業）

平成 年度酪農経営支援総合対策事業
(酪農経営安定化支援ヘルパー事業) 実施計画書

酪農ヘルパー推進事業

1 利用実態等調査等の実施

(単位：円)

実施時期	方法	内容	事業費	積算基礎
合計				

2 優良事例発表会等の開催

(単位：円)

開催時期	場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
合計						

3 初任者研修の実施

(単位：円)

実施時期	方法	内容	事業費	積算基礎
合計				

4 酪農ヘルパー事業推進のための会議の開催及び指導等

(単位：円)

開催時期	場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
合計						

(注1) 必要とする経費の費目別内訳と積算根拠のわかる資料を添付すること。

(注2) 事業の一部を委託する場合は、欄外に委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

別紙様式第2号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第6の2の規定に基づき申請します。

記

（注）別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを容易に比較対照できるよう、変更に係る部分については、2段書きし、上段に変更前を（ ）書きし、下段に変更後を記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業
(酪農経営安定化支援ヘルパー事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）について、下
記のとおり金 円を概算払により交付されたく酪農経営支援総合対策
事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第6の3の(2)
の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	平成 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) ／②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事 業 費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③／①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の
月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業） 傷病時利用進捗状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第6の4の規定に基づき、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）のうち平成 年度第〇四半期の傷病時利用の円滑化の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1 進捗状況

利用組合名	第1/四半期				第2/四半期				第3/四半期				第4/四半期				合計			
	利用者数	利用料金 ①	負担軽減額 ①×1/2	補助額	利用者数	利用料金 ①	負担軽減額 ①×1/2	補助額												
合計																				

2 添付書類

傷病時利用の実績の明細が分かる資料

別紙様式第5号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業
(酪農経営安定化支援ヘルパー事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった酪農
経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）について、下記の
通り実施したので、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー
事業）実施要綱別添2の第6の5の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「平成 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルペ
ー事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(注1) 1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

(注2) 2及び3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付
決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

7 添付資料（公募団体Bが実施する事業）

- (1) 別紙様式第5号の別紙1の傷病時の利用の円滑化実施状況報告
- (2) 雇用前研修手当、酪農ヘルパー実践研修手当及び住宅・通勤手当を被研修者に支払ったことを証する書類の写
- (3) 保険に加入したことを証する書類の写

別紙様式第5号の別紙1

傷病時の利用の円滑化実施状況報告

互助組織名／利用組合名

代表者名

事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

区分		実績額	備考
繰越金			
収入	本年度積立額 機構補助金○○○○○		(例 預金利息等)
	計		
支出	負担軽減額		
	計		
年度末積立残額			

別紙様式第6号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあつた酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金について、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（平成 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額）

金 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記

載
[]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料